

# あいざわ-正 ニュース



相沢一正発行  
東海村舟石川駅東 1-7-25  
Tel・Fax : 282-3619  
aizawakazumasa.jimdo.com  
Eメール aizawa\_bdf@yahoo.co.jp

臨時号 No.3 2011年12月

## ごあいさつ

2008年、4年前の選挙で2回目の当選を果たしてからこの間、無事に村議会議員としての活動を続けてくることができました。これもみなさまの厚いご支援のたまものと感謝いたしているところです。

そして今年には東北日本大震災・福島第1原発事故に見舞われ、3月11日以来地域のみなさまには家屋や付属施設、農地や農業施設の損壊など、生活と生産に多大な影響を受け、その復旧に多忙で心労の多い日々を過ごされてきたものと思います。また、福島原発事故による放射能がこの地域にも影響し、JCO臨界事故をいやが上にも思い起こしつつ、被曝健康問題や農産物汚染、さらには風評被害、と心を痛める悩ましい問題に再び無関心ではられない時代となりました。

東海第2原発も危機一髪だったことがわかり、東海村のこれからにとつて原発とどう向き合えばよいのか、選択を迫られる時がそう遠くないことも確かです。

2012年はその大きな転換期で

す。私はこれまで一市民として、また一議員として脱原発を訴え、原発に頼らない村づくりをめざして活動を進めてまいりましたが、その、理念から現実への道のりの始まりを確実なものに

するために、みなさまとともに、そしてみなさまの支援を受けてもう一踏ん張りしなければならぬと考えています。どうぞよろしくお願いします。

## 討議資料

# 一正の言ったこと

1. 東海第2原発の再稼働中止と廃炉を求めます。

いう均衡財政を進めます。

① そのための署名活動を続け、署名簿の力によって茨城県（知事）が再稼働に同意しないように要請します。

① 委託費の縮小など役場職員の歳出削減の取り組みを強め、歳出削減による影響を村民の皆さんに理解していただくとともに、議員の報酬削減や政務調査費全廃をはかります。

② 東海村を始めひたちなか市、那珂市、日立市、常陸太田市、水戸市、など20 km圏内の自治体の首長が再稼働に同意しないように要請します。

② 長期的には税収につながる事業を起す。労働市場の形成にも役立たせま

2. 東海第2原発の再稼働中止に伴う雇用問題については長期的な見通しのもとに様々な側面から不利益を小さくするよう真剣に取り組みます。

4. 地産地消の食料生産と流通が地域にしっかりと根付いたまちにするために力を入れます。

3. 東海第2原発の再稼働中止にともなう村税収への影響については長期的な見通しのもとに歳入に見合う歳出と

5. 被災住民の方々々が被災以前の生活に復帰できるよう国、県、村行政に働きかけます。

6. JCO健診を見守り、福島原発事故による放射能汚染から子どもを守るための必要な施策をとりまします。

7. エネルギー政策を転換し、自然エネルギーと省エネルギーを基調に発電と送電を分離し、電力会社の地域独占を廃止するよう国と国会に要請します。

〔1〕何故、東海第2原発の再稼働中止・廃炉を求めるのか

福島原発事故は原子炉に溜まる「死の灰」の閉じこめに失敗した、何があっても閉じこめられるという「安全神話」の崩壊を示したのです。原発のサイトに溜まる「死の灰」の管理という安全対策も子孫に付け届けするだけの、借金を先送りするだけの対策に過ぎないこともはっきりしました。そして、3・11の東海第2原発は「危機一髪」でした。その後の逃がし安全弁の操作は「はらはらの過渡状態」を象徴するものでした。破局を免れたのはまさに偶然です。破局をもたらす根元の「死の灰」の存在と冷却を海水に依存する原子炉構造は変えられませんが。

東海第2原発は運転開始以来33年になる老朽原発で、原子炉の放射性脆化やシユラウドなどの応力腐食割れ、配管の減肉現象などが進行

しています。原子炉の取替はできません。

破局が起これば周辺地域の人口規模からも、首都東京に近接している位置関係からしても、また、原子力研究開発機構の再処理施設、とくに高レベル放射性廃液施設の爆発などとの破局の重畳を考慮すれば被害は予測できない甚大なものになります。

〔2〕原発に頼らないで電力はたりるか

電力需要で過去最高だったのは2001年7月24日午後3時の1億8269万キロワットでした。国内の電源設備は、原子力を除く火力と水力発電だけで、その時の電力消費を賄いかつ余裕があったのです。自家発電を組み入れれば尚余裕です。それは電事連の資料によっても明らかです。

また東電の今夏の発電設備量を市民エネ研が推定した結果、約5500万kw〜5700万kwで全原発を停止しても間に合ったのであり、計画停電は実は不要だったことが明らかになっていきます。最大消費電力ピークを下げるなどなどに配慮すれば余裕はもっと高まります。

将来の見通しとしては、マイクログスタービ  
ン発電が有力ですし、それをつなぎとして省エネをすすめる、自然エネルギーの本格的導入にカ  
ジを切ることが必要です。今秋国会で成立した  
自然エネルギー固定価格買い取り制度や発電電  
分離などの制度設計がその後押しとなります。

〔3〕東海村の財政はどうなるか

東海第2原発が稼働中止、廃炉へと道筋が  
はつきりしたときに財政にはどのように跳ね返  
るかという問題です。2010年度決算によれ  
ば日本原電からの村税収入（固定資産税、法人  
村民税、都市計画税）は10億9700万円で、  
村内に本社・事務所のある下請け会社から約  
3000万円で、合計11億2700万円です。  
ところで、2年前の2008年7月に朝日新聞  
が全国21の原発立地市町村に「原発が止まっ  
た場合に財政は逼迫するか」というアンケート  
調査をしました。5つの選択肢、著しく逼迫す  
る・逼迫する・あまり逼迫しない・逼迫しない・  
その他、のうち東海村は「あまり逼迫しない」  
と回答しています。

その根拠は常陸那珂火力発電所の稼働にあつ  
たようですが、東海第2原発の再稼働が中止し  
た場合の見通しとしても、2012、13年は  
大きく落ち込むが15年には常陸那珂火力発電  
所2号機が稼働するので増額し、その後は償却  
資産・家屋の減価等により緩やかに減少してい  
くとしています。村の財政当局は極端な財政難  
とはならないという見通しを持っていることを  
確認しておきましょう。

しかし電源三法交付金の減額や村内のサービ  
ス業への影響など税収減の要因は広がるだろう  
ことを考慮すれば、歳出削減の努力は不可欠で  
す。1ページ、3. に示した施策が必要になっ

てきます。

なお、東京ガスが日立港第5埠頭に液化天然ガス基地を設け、茨城県を經由して栃木県につながる都市ガスパイプラインを建設する計画を打ち出していますが、その計画からむ新規事業が考えられてもいよいように思います。

〔4〕地産地消の拠点としてのファーマーズマーケットのさらなる充実を

耕作面積の小さな兼業的農家、三ちゃん農業が元気になることが、農の風景を維持する上でとても大事なことを思っています。ファーマーズマーケットの設置はその契機になります。地産産物の新鮮で安心できる農産物を口にする事ができる消費者も幸せです。好循環が始まったと思います。

これをさらに拡大するために、食油の地産地消を提唱します。搾油所を敷設し、低温圧搾生搾りの搾油機を設置して、東海村産のナタネでトランス脂肪酸のない健康な食油を生産し、販売したらどうでしょうか。農家が遊休化していた農地の一角でナタネ栽培ができるような生産と販売のシステムを考案し、ファーマーズマーケットの搾油所と連携するわけです。小規模な農商工連携です。

〔5〕JCO健康診断を見守ります

JCO健康診断とは、12年前の1999年

### 11月から12月の行動

#### ●11月28日

日本原電東海事業所と「ストレステスト」問題につき話し合い

ストレステストは地震と津波を設計の想定より徐々に上げ、原発の安全上重要な機器がどこまで絶えられるかをコンピューターで調べるといものだが、入力条件の設定如何では意味のないものになり、実際には原発の再稼働を承認させるためのお墨付きになる危険がある。質問状の回答をめぐる討論で、その点を強調した。



●11月29日  
日本原子力研究開発機構に対して高レベル放射性廃液の危険性を申し入れる  
「三陸の海を放射能から守る岩手の会」からの呼びかけで、「東海再処理施設において大地震等による放射能環境放出事故防止に関わる質問状」を共同提出した。回答は12月いっぱい。

#### ●11月29日

●12月5日  
茨城県原子力安全対策委員会にかかる10・6申し入れの確認交渉  
委員会の開催日・時、場所の事前公表、委員会の公開と傍聴者への資料配布という公開原則はすでに達成されたが、議事録の公表についてもこの日確認した。議事録と配付資料は原子力安全対策課のHPにアップされている。

#### ●12月5日

今年、東日本大震災・福島原発事故のために延期されて11月に実施されました。19日、東海村「絆」の保健センターには112人が、23日那珂市「ひだまり」の保健センター

9月30日に起こったJCO臨界事故によって、被ばくした地域住民、通勤者などに対して2000年から始まった健康診断です。国のお金によって茨城県が実施してきた事業です。毎年4月に実施され、300人〜250人が受診

しています。

今年、東日本大震災・福島原発事故のために延期されて11月に実施されました。19日、東海村「絆」の保健センターには112人が、23日那珂市「ひだまり」の保健センター

には87人が、受診に見えました。合計受診者数199人は、例年より減少しましたが、3日の受診日が2日になったこと、例年の会場の舟石川コミセンに比べ交通の便が悪かったこと、大震災の影響、などによるものと思います。

被ばくによる健康被害者に対する唯一の国の施策といつていいこの健診が長く続けられることを求め、受診者の意向を県に伝えるために、例年この診断に立会、アンケート調査を行ってきました(被害者の会、臨界事故を語り継ぐ会)。今年も実施し、県との懇談で受診者の希望も伝えました。晩発性障害の発症が心配される時期にも入っているので、この健康診断については今後も見守る必要があると思っています。福島原発事故の被爆者の健康管理に、JCO健診というこの制度が参考になることを期待します。

〔6〕福島原発事故による放射能汚染調査はもつと丁寧

村内の放射線測定、放射能濃度検査はその計器が購入され、計器の使用ルールも整備され、より細かな測定も実施されその数値も公表されるなど、行政の努力は一定の成果を上げています。

学校給食の食材について放射能検査が11月14日より始まり、その測定値はホームページで公表されるようになりました。これも前進です。

しかし、1kgあたり30ベクレル(30Bq/k)が「定量下限値」とされ、それ以下だと「検出せず」と表示されています(30Bqを超えた食材は使用しないで廃棄する)。このことに関して、0.30Bqを不問に付しているのかという疑問があります。まず、いくつかの情報を提示します。

①明治製菓の粉ミルクから30.8Bqのセシウムが検出されました。埼玉県春日部で3月12日〜20日迄に製造され、原乳は外国産で大震災前のもの。乾燥の過程で取り込んだ外気のセシウムが原因といえます。福島原発事故で放出されたセシウムがこのような食品へも影響を与えているわけで、どこでどのような汚染が進行しているかまだまだわからないことを示しています。食材への目配りが大事です。

②札幌市はセシウムが国の暫定規制値以下であつても少しでも検出された学校給食の食材は使用しない、ゼロBq宣言をしました。

③茨城大学有志の会作成『放射性セシウム137連続摂取による体内蓄積』から

10Bq/kgの汚染度の食品を毎日食べ続けると、乳児(母乳かミルク)と大人でセシウム137の体内蓄積量は38と33、約30Bq前後、同じく1〜10歳の幼児で約20Bq前後に達する。蓄積量の安全の目安として、成

人男子の体には通常、カリウム40という放射性物質が60〜70Bq蓄積しているの、それと同程度の量、60Bqを考えると、毎日の食品の汚染度を18Bqにする必要がある。同じく乳児の場合には16Bqである。そしてこの場合年齢別の

平均10Bq/kgの汚染度の食品を毎日食べ続けたとき、体内にどれくらいまで放射性物質を蓄積するか?

年齢	3ヵ月	1歳	5歳	10歳	15歳	成人
生物学的半減期	16日	13日	30日	50日	93日	110日
想定体重	6kg	10kg	18kg	35kg	60kg	65kg
想定食事量	1kg/day	1kg/day	1kg/day	1.3kg/day	1.5kg/day	1.5kg/day
体内蓄積量(平衡値)	38Bq/kg	19Bq/kg	17Bq/kg	20Bq/kg	29Bq/kg	33Bq/kg

(生物学的半減期: 摂取したセシウムのうち半分が体外に排出される時間)  
茨城大学有志の会作成『放射性セシウム137連続摂取による体内蓄積』より

放射線感受性は考慮されていない。子ども20Bq、大人50Bqを安全の基準としている国もあり、蓄積の影響は年齢別に考慮しなければならない。このように分析を進めたあとで、「子供への放射線の影響は大人よりも甚大」であり、「排除できる被ばくは排除する方針をとる方がより人道的」と結論づけています。

このように見えてくると、村の検査は問題です。「定量下限値」として30Bq/kg以下を切り捨てることなく検査し、数値を公表し、その上で食材としての使用の是非を検討すべきだと考えます。

浜岡原発の停止決定を足場に

# 脱原発を

3.11以後の私たちの活動と考え(3)

東海村議会議員  
相沢一正  
Aizawa Kazumasa

脱原発のロジックは原発反対「訴訟」から  
私たちは今から三八年前に国を被告とする、  
東海第二発電所原子炉設置許可処分取消請求訴  
訟を水戸地裁に起こした。一九七〇年代前半の  
当時、「脱原発」という用語はなかった。もっぱ  
ら「原発反対」とか「原  
発阻止闘争」などという  
用語が一般的であった。  
原発推進側の、「地球に  
優しい原発」などという  
キャッチコピーも無論  
なかつた。その頃推進側  
がおり立てていたの  
は「石油危機」だ。石  
油価格の高騰を背景に  
石油枯渇説が沸騰した。  
石油がなくなるぞ、原発  
が必要だというのだ。私  
たちが訴訟を開始する  
のはそのような時代で  
あった。高度経済成長のサイクルが頓挫した混  
迷の時代でもあったのである。そして再びなる  
経済成長の牽引力として電力部門に据えられた  
のが原発であった。国と電力資本は六〇〇〇万  
kwの原発建設というエネルギー長期計画を打

ち出していた。この計画を後押しし、立地自治  
体の拡大を図ろうとしたのが電源三法交付金制  
度だった。

重大事故は起きないという「安全神話」と原発必  
要論の風靡する（必要の意味は変わるが、以後  
一貫する推進側の論点）なかで、私たち原告の  
主張は第一に必要論ではなく安全論、すなわち  
原発の危険性を論じた。危険性の根元は放射能  
であり、それを装置の中に閉じこめられず環境  
へ放出するのが過酷事故。それによって大規模  
な放射線被曝と放射能汚染が発生し、生体と大  
地・海の破壊は避けられない。その過酷事故は  
原子炉停止の失敗、炉心冷却の失敗、格納容器  
による放射能閉じこめの失敗によって起こる。  
失敗の原因は弁、ポンプ、配管、計測制御系等  
故障やそれらに関わる操作ミス、また自然災害  
として地震・津波などを指摘した。またウラン  
採掘から核燃料の製造、原子炉の運転、放射性  
廃棄物の排出、使用済み燃料の再処理までの核  
燃料サイクル全体の危険性と放射性廃棄物の累  
積も問題とした。これは平常時被曝の危険であ  
り、子孫ヘツケとして残る難問である。

第二に、帰する所推進側は安全論の上に必要  
論を置いているのであるが、それは数々の事故・  
故障の隠蔽や軽視、遅れた公表に示されてきた。

必要論の筋道は、不断の経済発展→それに見合  
うエネルギー補給→石油は枯渇→原発は石油代  
替エネルギー、というものである。石油使用分  
野のすべてを原発では賄えないし、石油なしに  
原発の稼働は続けられない、原発自体の拡大再  
生産も出来ないの、原発は石油に置き換えら  
れない。また原発のエネルギー収支はマイナス  
だし、石油節約にも役立たない。原発は石油代  
替エネルギーにはなり得ない。しかし、電力会  
社が原発を作り続けているのは利潤を上げるこ  
とが出来からで、そのメカニズムが地域独占  
と総括原価方式という電力料金算定法にある。  
原価のなかのレートベースが大きければ大きい  
だけ利潤は大きくなるが、それは電気料金に跳  
ね返り消費者の負担に転嫁される。このよう  
な筋道を明らかにし、経済発展論への批判も含め  
て原発不必要論を展開した。

第三に原発の不経済性。廃炉処分費用や放射  
性廃棄物の長期保管費用、使用済み燃料再処理  
費用の除外などのコスト計算の不備、あるいは  
意識的な過小評価によって算出されている原発  
の発電単価は不正確であることを指摘し、原発  
が「安上がり」でないことにメスを入れた。国  
の財政出動で支えられている原発経済の構造も  
明らかにした。原子力損害賠償制度もその一

つである。電力会社には免責条項がある上に当時の損害賠償額の上限は一〇〇億円（今は一二〇〇億円）に過ぎない。

第四に労働者被曝をとりあげ、下請・孫請け労働者の過酷労働で成り立つ原発産業の実態を暴き、プルトニウムがもたらす高度管理社会化を予測した。つまり原発はそもそも核兵器が化けたものであり、軽水炉は核兵器技術に起源を持つている。その材料であるプルトニウムの管理をめぐって人間の管理・社会の管理の強化につながる原発の反社会性を指摘した。

以上のような「訴状・準備書面」に盛り込まれた原告の主張は、原発の危険性については福島第一原発の事故がもたらしている惨状が何よりも雄弁にその正しさを語っている。例え過酷事故に至らなくても累積する放射性廃棄物対策に何らの決め手を持ち得ない技術の現状は原告指摘の通りだ。その必要性、不経済性、反社会性は原告が指摘したとおりの実状を示し、原発の問題点とし現下においても解決を求められ論じられている。こうした原発が社会にもたらしている実態を変えていく方向に「脱原発」の社会並びに文化の有り様が、見通せるのである。私たちの裁判は差し止め訴訟という裁判の性格上、「訴状・準備書面」のなかでは、そしてまた

現在ほど自然エネルギーの普及が進んでいない時代状況もあって、原発に変わるエネルギーについての直接の言及はなかったが、後に私たちの主張を総括する用語としての「脱原発」の思想の内容は、以上のように東海第二原発裁判の原告主張の中に埋め込まれていたのである。そして、高裁の審理中には「原発のある社会から降りる」＝「脱原発」を言うことのできる社会的条件が成熟してきたのである。

### 私たちに求められていること

まず第一に私たちは、原発の危険の元は放射能であり、原子炉の放射能は閉じこめられない、ということに確信を持つべきである。原子炉の安全神話とは、何があっても放射能は閉じこめられるということであったが、それが「神話」に過ぎないということをも福島第一原発事故が証明したということだ。少なくとも自然を制御できるといふ近代の思い上がった科学技術信仰に修正を迫られたのだ。閉じこめられない結果が大地と海、生きとし生けるものの生きる場の破壊、諸産業と文化の破壊をもたらした。人間、そして生物、地域社会は原発とは共存・共生できない、ということに目を開くべきだ。

そして第二に、地震大国日本に五四機もの原

発が海岸線に立地していることの異常、立地させてしまった異常を早期に悟ることだ。異常を正常と錯覚させてきた原因は、原発推進を固執してきた「原子力村」集団の強大な力と原発を受け入れ続けた地域社会の存在にあるが、前者の解体と後者の「脱原発」による再生が喫緊の課題である。

従ってそのための道筋として第三に、国にエネルギー政策の転換を主張することが必要である。現在のオプションとしての自然エネルギーと省エネのコンビネーションを核とするエネルギー政策の樹立とその普及、及び発電と送電の分離と電力会社の現在の地域独占体制を解体するという政策転換を要求し、国民の力を結集して新しい法律の体系を作っていくことが必要であろう。一方、個々のサイトではそこにある原発の「廃炉」化を要求する運動を構築していかねばならない。

第四に、これらをすすめる主体の問題である。市民自身がライフスタイルの変換をはかり、自らの多消費多廃棄の生活を見直すことであり、経済成長による社会ではない、協同・共生による新たな需要と供給の社会を創造することを希求する主体の形成が必要なのだと思う。

（あいさわ・かずまさ／東海村議会議員）

# 東海第2原発の 再稼働中止と 廃炉を実現したい

東海村議会議員  
相沢一正  
Aizawa Kazumasa

## 三・一一の東海第2原発

巨大地震と津波の来襲から原子炉が安定するまでの東海第2原発の状態を特徴づければ二点に要約できる。

一つは「危機一髪」である。外部電源が途絶して非常用ディーゼル発電機が作動したが、その発電機を冷却するのが海水ポンプであり、ポンプ室の擁壁は六・一メートルあった。津波の高さは五・四メートルあり、その差は〇・七メートルに過ぎなかった。津波が擁壁を越えれば海水ポンプは止まり、発電機も停止し、その結果原子炉の冷却に失敗していたのだ。つまり、津波があと七〇センチ高ければ全交流電源を喪失し、福島第一原発の二の舞になるところだった。

二つは「はらはらの過渡状態」である。原子炉の過渡状態とは、制御棒全挿入で核分裂連鎖反応が停止し、未臨界が確認されてから、冷温停止という炉水の温度が一〇〇度C未満になるまでを指す。通常はほぼ一日で達成されるが、四日間もかかったのである。崩壊熱の冷却に何が起こっていたのか。津波が到来してから約四

時間後に一台の海水ポンプが止まり、それに繋がる非常用ディーゼル発電機一基が停止した。北側のケーブルピットに通ずる穴から海水が侵入し、それがポンプ室に溢水し、津波を被ったのと同じ状態になってポンプが止まった。南側の同様の穴は大地震の二日前に塞いでいたので残り二台の海水ポンプは難を逃れた。その結果、二系統ある残留熱除去系のうち停止した発電機に繋がっていた一系統がダウンし、原子炉の熱除去能力は半減したのである。そのために高まる圧力の調整のために蒸気逃がし安全弁の間欠操作が始まった。逃がし弁を開いて、原子炉で発生する蒸気をサプレッションプールに送り、圧力を下げるのである。原子炉が安定するまで一七〇回もの間欠操作を続けたが、回数は最初の一日間に集中した。巨大地震の影響もあり、この弁に不具合が生じ操作が不能になったらどうなったか。実際、事後の点検によると一八台ある弁のうち、D弁の内部部品が折損脱落していたことが判明している。

## 東海第2原発の現状

三月一五日に原子炉は安定したという。その

後、運転停止のまま五月二日より定期検査が始まった。日本原電は当初、検査終了予定を一月一四日としていたが、タービン機器の損傷大により予定を延期、二〇一二年八月上旬と改めた。しかし新燃料の装荷を六月上旬としており、この時期に調整運転の開始を目論んでいる。定期検査には地震津波による施設・機器の損傷の点検・補修も含まれている。

東海第2原発の再稼働中止・廃炉の署名活動を始めていた実行委員会(本連載八月号参照)は九月二〇日、日本原電に調整運転自粛を申し入れた。調整運転というのは事実上の再稼働だとの考え方からこの申し入れとなったのだが、調整運転の前に①福島第一原発・東海第2原発に対する地震の影響と安全対策についての住民説明会開催、②原子力安全規制の保安院等の改革実施、③隣接自治体を立地自治体と同じ扱いにする安全協定の改訂の実現、などの安全担保がなされねばならないことを条件として示した。日本原電側は調整運転の前に地震による施設機器の点検結果についての住民説明会をする、と答えた。

八月末に、日本原電の「平成二三年度原子力事業所の事業計画概要」が公表された。三・一一以前に示されていたものと基本的な内容において変わらないものだった。地震・津波対策が最



▶集会で東海第2原発の廃炉署名を訴える

優先課題としながらも、「原子炉再循環系流量制御方式変更等の工事」出力向上を行うための工事」への取り組み、「プルサーマル計画」への取り組みについても継続する、としている。三・一一は原発の存在そのものをトータルに問いかけたものと私たちは受け止めているが、日本原電当局にはその意識はななく何ごともなかったかのように、従来提示していた「出力向上」「プルサーマル」など原子炉を一層危険な状況に追いやる計画を示してきたのである。腹立たしい限りである。

そして、続いて三・一一後の安全対策は、あたかも「津波対策」で充分かのような印象を与えるタブロイド判のチラシを新聞折り込みで関係市町村に配った(八月三一日付)。何年か先の計画を含めて緊急対策をしたとして再稼働へ向けての意思表示をしたのである。

さらに一〇月二四日、はじめてストレステストの予定が公表された。国に本年末に二次評価結果を報告し、二〇一二年六月上旬に一次評価結果を報告するという。電力会社自身によるストレステストの実施と原子力安全保

安院の評価をもって原発再稼働許可の条件にするということが見えている、このストレステストには全国的に反対の声が上がっている。紙幅の関係で詳しくは触れないが、福島第一原発事故にかかる地震の影響評価が明らかになっていない、原子炉施設の老朽化が考慮されない、などテストの内容に現実性がなく、保安院の評価の基準も定まっておらず、どこまで意味のあるテストか疑問が残るのである。私たちは日本原電に対して質問状を出して話し合いを求めている。

### 東海第2原発の再稼働中止と廃炉を求める実行委員会(署名)実行委員会と略)の活動

この間、「署名」実行委員会は署名活動を続け、一〇月メ切の第一次集約分をとりまとめた。市民団体や労働組合、生協組織、そして個人がそれぞれに繋がりを次々に広げ、署名の環が広がった結果、四万一〇〇〇筆余が集まった。日本原電が東海第2原発の再稼働の同意を茨城県(知事)に求めてきたら、同意しないように知事に働きかける道具としての署名だから、署名の筆数は多ければ多い方がいい。そこで茨城県への署名簿の提出に当たっては、「再稼働中止・廃炉」というほぼ同趣旨の署名活動を進めている他の団体との共同提出を考案した。署名集約二団体と意欲的な茨城大学名誉教授の方々で

「東海第2原発再稼働中止・廃炉署名簿提出共同行動」という組織を立ち上げ、合計五万一千筆余の署名簿を二月八日に茨城県に提出した。署名簿受け取りに立ち会わなかった知事は、後日マスコミの取材に対して、この署名簿を「重く受け止める」との談話を発表した。

「署名」実行委員会は、これを跳躍代として第二次メ切(二月末)、最終メ切(四月初旬)を通じて一〇万筆を達成すべく署名活動を続けている。原発の各サイトでの脱原発運動が進み、国の原発依存のエネルギー政策が大きく転換する動きと連動させながら、なんとしても東海第2原発の廃炉を実現したい。

東海第2原発が福島第一原発と同様な事態になれば、周辺地域の人口規模からも、首都東京に近接している位置関係からしても、また、原子力研究開発機構のもつ原子炉や再処理施設などとの危険の重畳を考慮すれば被害状況は予測できない甚大なものになる。加えて東海第2原発は運転開始以来三三年になる老朽原発で、原子炉の放射性脆化やシユラウドなどの応力腐食割れ、配管の減肉現象などの進行が心配される。要するに機器・装置としても寿命がきているのだ。だから電力を原発に依存することは止め、廃炉署名に協力しよう。

(あいざわ・かずまさ/東海村議会議員)

※「原子力の村で議員として市民として」連載は今号で最終回です。